

さいたま市告示第451号

さいたま市子どもの権利に関する条例策定等支援業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年3月18日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 企画提案書の招請に付する事項

### (1) 件名

さいたま市子どもの権利に関する条例策定等支援業務

### (2) 履行場所

さいたま市内

### (3) 業務概要

要求水準書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他業務」内の営業品目（小分類）「集計・調査、企画研究、計画策定業務」で掲載されている者であること。

(2) 令和3年度以降に、国又は地方公共団体から、本業務と同種（子ども関係の条例の策定等に関する業務等）の業務を受託し、適切に履行を完了した実績を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

(4) 令和8年3月18日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 企画提案実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要領等を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p128884.html>

#### (2) 交付期間

本招請日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

#### (1) 提出書類

- ・参加意思表明書 1部
- ・「3 参加資格」(2)を称する書類
- ・会社概要がわかる書類（パンフレット等 PDF形式）

#### (2) 提出期間

本招請日から令和8年3月31日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

#### (3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

担当 青少年育成係 電話 048(829)1716

#### (4) 提出方法

電子メールのみ

### 5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次のとおり質問することができる。

#### (1) 受付期間

令和8年3月18日（水）から令和8年3月26日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

#### (2) 受付先

電子メールアドレス [kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp](mailto:kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp)

電子メールの標題は、全角文字で、「プロポ【質問・（提案者名）】さいたま市子どもの権利に関する条例策定等支援業務」とすること。

#### (3) 質問の回答

質問を受付後、随時ホームページに公開する。

なお、最終回答は令和8年3月30日（月）までに掲載する。

### 6 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を希望する者は、参加意思表明書を提出しなければならない。名簿に登載されている者であっても、参加意思表明書を提出していない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

企画提案実施要領に示す書類

(2) 受付期間

令和8年4月13日(月)から令和8年4月17日(金)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 受付場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む)

7 提案内容のプレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。企画提案書を提出した者は、必ず参加すること。

なお、プレゼンテーションの実施日時(令和8年4月下旬予定)及び場所については、参加表明者数の確定後に通知する。

8 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、受託事業者選定委員会において審査を行い決定する。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市子ども未来局子ども育成部子ども・青少年政策課

電話 048(829)1716 FAX 048(829)1960

10 その他

(1) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(4) 契約条項等は、下記のさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、企画提案実施要領による。